

都市公園におけるキッチンカー出店事業者公募（プロポーザル方式） に関する実施要領

1. 件名

都市公園におけるキッチンカー出店事業

2. 目的

本事業は、本市の都市公園におけるにぎわいの創出、公園の利便性の向上を目的としたもので、コロナ禍の令和 2 年度から令和 3 年度に実施した、公園・住宅団地へのキッチンカー提供の社会実験を経て、令和 4 年度から本格的にキッチンカー出店事業に取り組んで参りました。

本事業に際して実施した利用者アンケート調査では、公園利用者だけではなく、周辺地域住民の利便性の向上や、来園への動機付けにもなっていることも確認でき、また、庁内の他部局との連携による事業展開など、新たな公園の活用へのきっかけとなるなど、公園の魅力の向上において多様な可能性・必要性が見込めることから、引き続き、令和 7 年度から令和 10 年度の期間においても、本市の都市公園でのキッチンカーを出店する事業を計画します。

つきましては、キッチンカー出店事業により、本市の都市公園における、にぎわいの創出や市民の利便性の向上など多様な効果を図るために、この事業の趣旨に賛同し、キッチンカー出店事業全般に関する知識や経験、事業運営スキルを有する事業者を募集するものです。

3. 事業対象者

（１）本事業の対象者は、キッチンカー出店にかかる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督など、本事業に係るトータルマネジメントが可能な事業者（以下「事業者」という。）とします。

（２）本事業の対象者は、キッチンカーの運営事業について、官公庁等での実績があり、過去 2 年以上にわたり継続している者とします。

（３）本事業の対象者は、キッチンカーの運営事業について、常時稼働しているランチ出店スペースを有している者とします。

※イベント等の一時的な出店は含みません。

（４）上記（１）から（３）を満たした事業者のうち、次の①から⑨までの要件をすべて満

たす者とします。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ③会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ④平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑥会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のない者であること(徴収猶予を受けているときは滞納していない

いものとみなす。).

⑧暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しない者であること。

⑨労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていない者であること。

4. 事業期間

令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで(最長)
※事業の実施は1年度を単位とし、各年度の事業は協定の締結をもって行います。なお、各年度の期間は4月1日から翌年3月31日とします。

5. 事業場所

本事業の対象となる公園と1日の最大出店台数は以下のとおりです。

樫ノ木公園	(資料1-1 参照)	2台/日
野畑南公園	(資料1-2 参照)	1台/日
大塚公園	(資料1-3 参照)	1台/日
豊島公園	(資料1-4 参照)	2台/日
ふれあい緑地	(資料1-5 参照)	2台/日
野田中央公園	(資料1-6 参照)	3台/日

6. 事業実施の主な条件

(1) 基本協定の締結

事業者は、本事業の実施に関して必要な事項を定める基本協定を本市と締結していただきます。基本協定の内容については、資料2-1を想定しています。

(2) 公園内制限行為の承認

事業者は、キッチンカー出店者の募集や調整を行い、具体的な出店内容が確定した後、豊中市都市公園条例第4条第1項第1号に規定する行為として、公園内制限行為申込書の申請(電子申請可)を行い1ヶ月ごとに本市の承認を受ける必要があります。当該承認に係る使用料は、200円/㎡・日に承認を受ける面積を乗じた額とし、キッチンカー1台当たりの承認を受ける出店スペースは2m×5m=10㎡とします。ただし、

所在地が市内であるキッチンカー出店者（以下「市内出店者」という。）については使用料の 50%を減免とします。

なお、1 度承認を受けた既納の使用料については、豊中市都市公園条例第 23 条に規定するとおり還付しないものとします。

（３）売上額等の報告

事業者は、毎月の売上げ実績を翌月 15 日までに報告するものとします。

（４）出店日の調整

事業者は対象となる全ての公園において、キッチンカー出店の調整を図ることとし、公園が公共施設であるという観点から、同一公園における出店は週 3 回までを目安とします。

ただし、本事業の対象となる各公園において、本市が曜日等の出店日を指定する場合は、事業者はこれに協力するものとします。

（５）出店者の調整

事業者は来園者の多様な機会創出のために、同一出店者（キッチンカー）における出店の頻度は 1 公園あたり週 2 回までを目安とします。

ただし、出店者の希望が重複する場合は、市内出店者や出店機会の少ない出店者を優先する等の調整を図るものとします。

（６）出店時間

出店可能な時間は午前 10 時から午後 7 時までの間（準備及び片付けに要する時間は除く）とします。

ただし、ふれあい緑地は夜間に公園が閉鎖される関係上、下記の出店時間（準備に要する時間は除く）とし、出店時間内に片付けおよび退出を完了することとします。

- ・ 4 月～9 月 ：午前 10 時から午後 6 時までの間
- ・ 10 月～3 月：午前 10 時から午後 5 時までの間

（７）事業の調査等

事業者は、本事業の状況について本市が調査を実施する際にはこれに協力するものとし、本市は本事業にかかるデータを事業者と協議のうえ公表できるものとします。

（８）事業場所の追加

本市が新たな事業場所を追加する際には、事業者はこれに協力するものとします。また、事業者からの事業場所の追加の提案も可とします。ただし、実施方法等の詳細については双方の協議により決定するものとします。

7. 公募に関する事項

(1) 日程（全て令和7年（2025年））

実施要領等公表	2月21日（金）
質問事項の締切	2月27日（木）17時必着
質問事項への回答	2月28日（金）
資料提出期限	3月6日（金）16時必着
審査委員からの質問送付	3月12日（水）
審査委員への回答期限	3月17日（月）
審査委員会	3月21日（金）予定
審査結果通知	3月24日（月）予定
基本協定締結	3月28日（金）予定
事業の開始	4月1日（火）

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

(2) 質疑応答

質問がある場合は「質問書」（様式5）を電子メールで事務局あてに提出してください。

（提出期限：令和7年（2025年）2月27日（木）17時（必着））

なお、提出された全ての質問への回答は、令和7年（2025年）2月28日（金）に、本市のホームページに掲載し（質問者名は表示しません）、個別には回答しません。

(3) 提出資料

提出書類は以下のとおりです。

全ての提出書類の電子データを記録したCD-Rを1枚提出してください。

片面刷り、フォントサイズは原則10.5以上としてください。

関係法令及び条例を遵守し、かつ実施要領に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。

番号	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加申込書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式1
2	誓約書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式2
3	参加資格確認書		様式3
4	公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無	該当の有無を記入すること。 入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を	様式4

		受けた場合は、その書面の写しを添付すること。	
5	企画提案書	○事業実施体制 ○情報発信方法 ○市内事業者への支援策や拡充方法 ○公園の利便性の向上等につながる独自の取組み ○環境への配慮 ○地域の活性化 ○災害・緊急時の支援 ※企画提案書は、「8.事業者選定（2）審査項目」により審査するため、この内容に留意して作成してください。 ※企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。	任意 （A4 サイズ 10枚 目安）
6	定款	写し可	-
7	商業登記事項証明書	参加申込日から3か月以内に発行されたもの	-
8	印鑑証明書		-
9	財務諸表	直近3事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書及び附属明細書等） また、パンフレットなど事業者の概要がわかる資料を添付	-
10	納税証明書	国税の納税証明書（その3の3） 市町村税の納税証明書	-

（４）提出部数

提出書類は正本１部、副本２部（副本は、正本の複写可）提出してください。

ただし、番号５「企画提案書」については正本１部、副本６部を提出してください。

「企画提案書」の副本には、応募者の名称を記載しないでください。

（５）提出期限

令和７年３月６日（木）１６時必着

提出書類の分割提出は認めません。

（６）提出方法

持参（月曜～金曜（祝日は除く）９時～１７時）、郵送または宅配便のいずれかとし
 ます。郵送または宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局に電子メールや電話
 で確認してください。

(7) 提出書類の取り扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しません。

(8) 提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚 1 丁目 3 番 1 号

(事務局) 豊中市環境部公園みどり推進課 企画調整係

電話：06-6843-4121 FAX：06-6845-5813

電子メール：kouen@city.toyonaka.osaka.jp

8. 事業者選定

(1) 審査方法

本市職員で構成する「都市公園におけるキッチンカー出店事業候補者選定審査委員会」を設置し、審査基準に基づき書類審査により審査します。

各審査委員からの質問がある場合、事務局から提案者にその内容をメールで通知し、提案者は事務局に回答するものとします。

審査は各審査員が企画提案書等の内容を採点し、全審査員の合計点数により順位を決定します。

全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定します。

合計点数の最も高い提案者が 2 者以上あった場合は、当該提案者の中から審査員の合議によって、第一優先交渉権者を選定します。

合計点数が満点の 50%以上満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉権者を選定しません。

(2) 審査項目

審査項目	評価の視点	配点
財務状況	財務状況は健全か。	10 点
事業実施体制	本事業の実施にあたり事業の管理運営方法や緊急時の対応など、円滑に事業遂行できる体制であるか。	15 点
	キッチンカー事業における十分な経験と業務実績を有しているか。	15 点
	適正な衛生管理を行う工夫があるか。また、リスクマネジメント（賠償保険等への加入等）に配慮しているか。	10 点
提案内容	出店スケジュールや販売メニューなど ICT を活用した情報発信ができる体制であるか。	10 点

	市内事業者への支援策や拡充方法は適切な内容となっているか。 また、新たに事業を始める事業者に対してどのようなサポートが可能か。	10 点
	アンケートや聞き取り、業務データ等により、地域住民や出店者の意向を効果的に調査分析して、業務に反映できる柔軟な対応は可能か。	10 点
	公園の利便性の向上や、地域活性化につながる独自の取り組みがあるか。	10 点
	環境へ配慮がなされているか。	5 点
	災害・緊急時の支援につながる取り組みがあるか。	5 点
合計		100 点

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、令和 7 年 3 月 24 日（月）に電子メールにて通知します。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、本市ホームページ等により公表します。

9. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申し込み資料提出後に「3. 事業対象者」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めたとき。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (5) 提出書類において虚偽の記載があったとき。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。

- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに「参加辞退届」（様式 6）を提出するものとします。
- (7) 審査、評価及び応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は一切受け付けません。

【別添資料】

- 資料 1-1 櫨ノ木公園位置図
- 資料 1-2 野畑南公園位置図
- 資料 1-3 大塚公園位置図
- 資料 1-4 豊島公園位置図
- 資料 1-5 ふれあい緑地位置図
- 資料 1-6 野田中央公園位置図
- 資料 2-1 基本協定書（案）
- 資料 2-2 出店条件
- 参考 豊中市スマイルクリーン条例周知ポスター

【様式集】

- 様式 1 プロポーザル参加申込書
- 様式 2 誓約書
- 様式 3 参加資格確認書
- 様式 4 公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無
- 様式 5 質問書
- 様式 6 参加辞退届